



国保だより



静岡県薬師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733・FAX 054-251-6084 メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス http://www.shizuyakukokuho.com/

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。その後は、マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とする仕組みへ移行します。ただし移行後も、お手元にある健康保険証は、表示されている有効期限までは使用可能です。
※有効期限内であっても紛失や変更等による保険証の再発行はされません。



12月2日以降の各種手続きについて

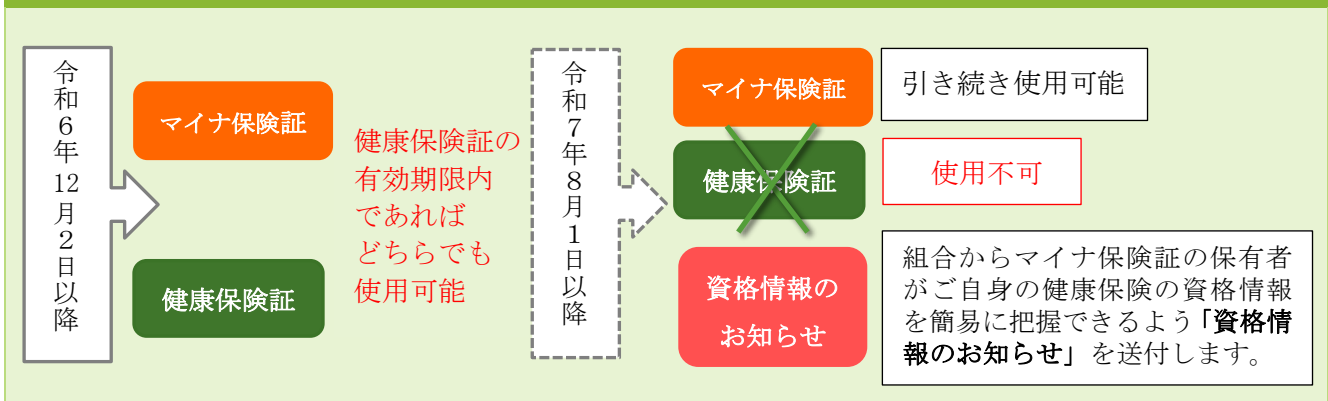
加入や喪失、氏名や住所の変更は、これまでと同様に事業主から組合への申請が必要です。

資格取得をする際には、資格取得届のマイナンバーカードの健康保険証利用登録の欄及び内容を正確に記入し、確認書類の写しを添え、速やかに提出してください。

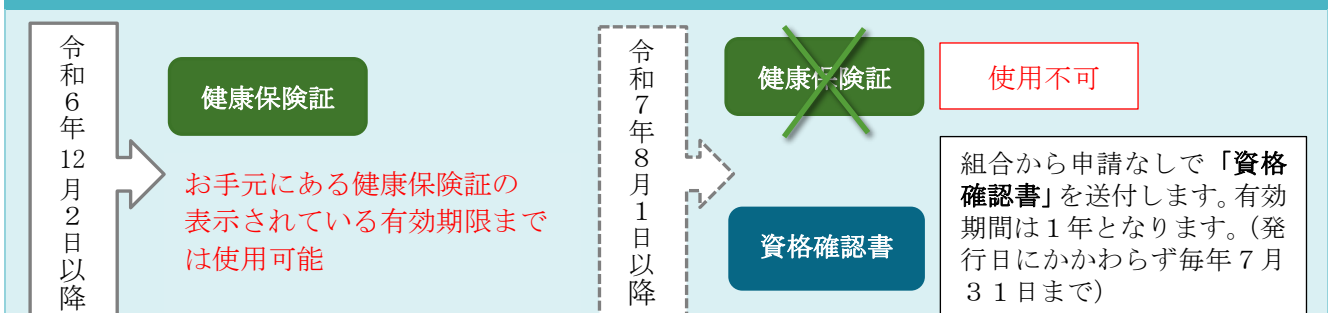
また、正確なマイナンバーが確認できない場合、データ登録が完了するまでに相当の期間が必要になることがあります。

加入、変更の処理が終わりましたら、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を事業主宛に送付いたします。

マイナ保険証を持っている場合

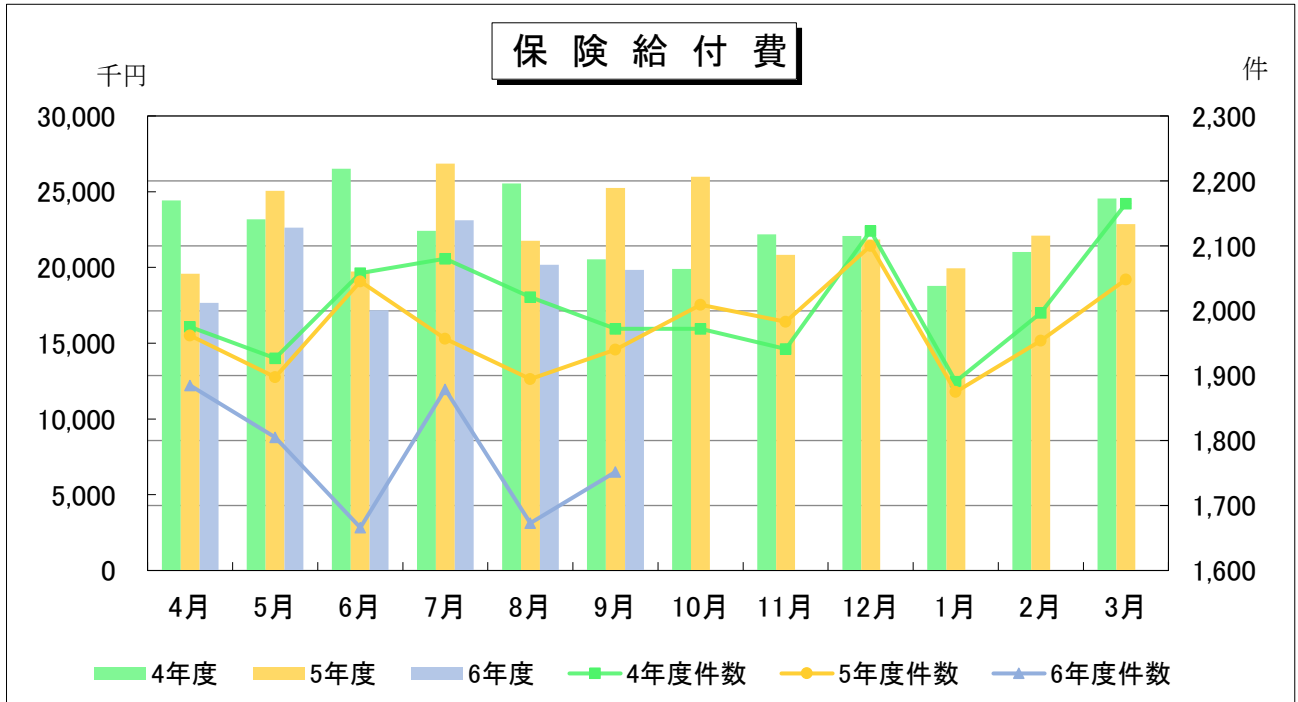


マイナ保険証を持っていない場合

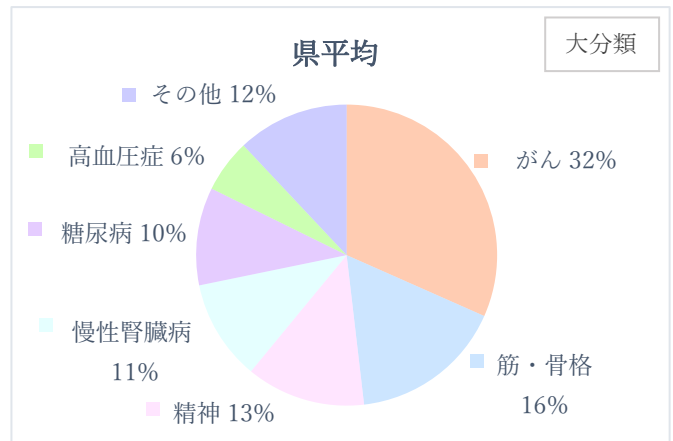
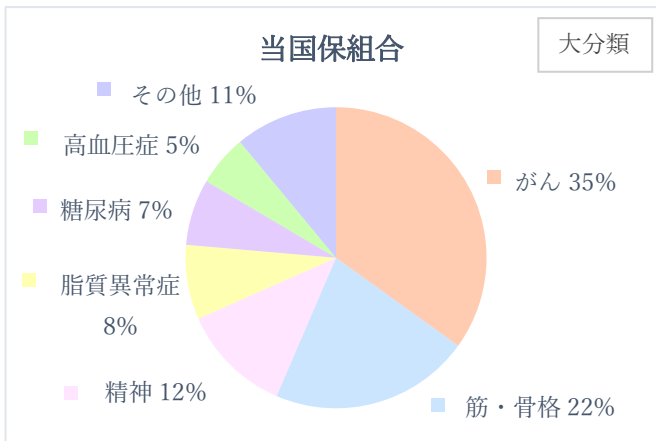


マイナンバーカードをお持ちの方は、保険証として使用するための利用登録を行うことで、マイナ保険証として使用できるようになります。

年度別医療費の状況



令和5年度 医療費分析 (県平均<市町国保+国保組合>との比較)



令和5年度における当国保組合の特徴

① がんおよび筋・骨格系にかかる医療費の県対比が高め

入院は循環器系 (心疾患、脳梗塞)、新生物 (大腸がん、膵臓がん)
 外来は新生物 (乳がん、胃がん) 呼吸器系、内分泌系 (脂質異常症、
 糖尿病) にかかる医療費が高くなっています。



② 脂質異常症の医療費の割合が高い

県平均と比べ脂質異常症に係る医療費の割合が高く、細小分類における分析では入院+外来の医療費割合1位関節疾患、2位乳がんにつき、3位が脂質異常症です。また、生活習慣病等の1人当たりの医療費は、健診受診者に対して未受診者は5.8倍にもなります。

ご自身の健康を日頃から意識し、保健事業等を活用して早めに対策をしていきましょう。

令和6年度の郵送検診結果

(単位:人)

検査項目	検体	受診者数	陽性者数	陽性率	陽性者のうち 精密検査実施者
大腸がん	便	178	26	14.4%	12
胃がん	血液	153	6	3.8%	2
ピロリ菌	尿	24	2	8.0%	1
子宮頸がん	子宮頸部細胞	86	0	0%	0
前立腺がん	血液	41	1	2.3%	1

※判定不能者は陰性に含む

本検査は、「がん」を確定するものではありませんが、陽性判定の方は医療機関へのご相談をお勧めします。

令和7年度も「郵送検診」事業を予定しています。特定健診を受診する予定の方も、健康診断補助金支給申請を行う予定の方も、当組合の加入者で30歳以上であればどなたでも郵送検診の受診が可能です。「国保だより」(令和7年3月号)に同封の「郵送検診申込書」でお申し込みください。自宅に居ながら手軽に受診ができますので、積極的にがん検診を受けましょう。

医療費を抑えるために



医療機関と薬との付き合い方を見直したり、積極的に健康管理を行うことで節約できる医療費があります。

ジェネリック医薬品の利用 ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間終了後に製造・販売される医療用医薬品です。現在、全国的に供給不足等が続いていて、切り替えが難しい場合もありますが、医療費の節約のためにご協力お願いいたします。

OTC医薬品(市販薬)の活用 自分自身の健康に関心を持ち、軽微な不調は自分で対処することを**セルフメディケーション**と言います。OTC医薬品(市販薬)を上手に利用して、医療機関で受診するかなど判断しましょう。

ポリファーマシーに注意 服用する薬が増えることで、飲み合わせによる副作用などの有害事象が生じることを**ポリファーマシー**と呼び、問題になっています。ポリファーマシーを防ぐために、「お薬手帳」は必ず1人1冊にまとめ、かかりつけ薬局を持ち、薬の重複や飲み合わせをチェックしてもらえると安心です。

リフィル処方箋 リフィル処方箋とは、症状が安定している人に対して、医師が認めた期間・回数に限り、再診を受けずに同じ処方薬を薬局で受け取ることができる処方箋のことです。患者自身の通院負担の軽減や医療費の節約につながります。かかりつけ医に御相談ください。



**家計を守り、医療保険制度を支えるため
適正受診と疾病予防で医療費の増加を
抑えましょう**

事務局からのお知らせ

「令和6年 年間保険料領収証」の発送について

令和6年 1月～12月分の合計額で作成した保険料領収証を、事業主及び従業員毎1人1枚発行し、事業主宛の封筒に同封して郵送します。加入者の数が多い事業所は大封筒で郵送します。

12月分保険料の入金を確認でき次第、12月25日(水)から順次発送する予定です。
この領収証は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

薬剤師国保組合の保険料を納める方法は、下記の3つがあります

①「静岡銀行」「しずおか焼津信用金庫」より自動振替 《手数料は組合負担》

毎月20日(休日の場合は翌営業日)に事業主組合員の指定口座から振替。

※引落としができるように、前日までに残高のご確認をお願いします。

② 郵便振替用紙 《現金による払込み手数料(110円)は自己負担》

偶数月の25日までに、2ヶ月分ずつまとめて振込み。

③ 上記①以外の銀行より送金 《手数料は自己負担》

毎月25日までに国保組合指定の「静岡銀行」又は「ゆうちょ銀行」の口座に振込み。

納入方法の変更を希望される事業所は、国保組合までご連絡ください。

注:保険料の納入は、事業所で一括の納入のみとなります。

「医療費のお知らせ」の発送回数の変更について

現行、年4回にわたって「医療費のお知らせ」を発行していましたが、令和7年より、12か月分をまとめて年1回に変更いたします。通知を1枚にまとめることで皆様の管理がしやすくなり、また、医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費のお知らせ」を添付することにより、「医療費控除の明細書」の記載を簡素化することができます。

今後の「医療費のお知らせ」の発送予定

・7年1月発送 6年 7月診療分～10月診療分

・8年1月発送 6年 11月診療分～7年 10月診療分

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要性がある場合及び在庫状況等により後発医薬品が提供困難な場合を除き、患者が長期収載品を希望する場合、特別料金(後発医薬品との価格差4分の1)を患者が支払うこととなります。

ご自身の負担軽減のために、後発医薬品(ジェネリック医薬品)へ変更しましょう。



国保組合事務所の年末年始のお知らせ

国保組合の業務は12月27日(金)で終了し、
新年1月6日(月)から業務を開始します。
宜しくお願いします。

